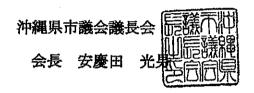
参考資料2

沖 市 議 第 232 号 平成 20 年 11 月 28 日

内閣総理大臣 麻生 太郎 殿

·)



要望書の送付について

沖縄県市議会議長会第 137 回定期総会において、別紙要望書を可決いたしました。

つきましては、貴職におかれましても、格別なるご尽力を賜りますよう、 お願い申し上げます。

那覇空港拡張整備計画について

那覇空港は、沖縄県のリーディング産業である観光・リゾート産業を支えるとともに、県 産農水産物の出荷や生活航空貨物の輸送を通じて県民生活や経済活動を支える重要な社会基 盤であるとともに、沖縄県が目指すアジア・太平洋地域における国際交流・協力拠点形成に とって欠かせない重要な中核施設である。

近年、沖縄県を訪れる観光客は年々増加しており、それに伴い那覇空港では、夏場等の観光シーズンや年末年始のピーク時に、希望便の予約がとれないなど那覇空港の拡充整備が重要な課題となっている。

国と沖縄県は平成15年度から「那覇空港調査連絡調整会議」を設置して、住民参加型のパブリック・インボルブメントの手法による那覇空港の総合的な調査が実施された。昨年12月には調査報告が取りまとめられ、調査報告からは将来的に予想される需給に対応できないおそれがあるものとして、調査の段階で提示された滑走路増設3案(210m案、930m案、1,310m案)を基本に最適な1案に絞り込むとしている。

これらを受けて沖縄県では、今年7月に総合的な調査で示された3案のうち、現在の滑走路から最も沖合いに建設する1,310m案を推進する方針を決め、今後は同案の実現を強力に国へ求めていくとしている。同案は、2本の滑走路をそれぞれ同時に離陸と着陸を管制できるため空港能力が最も拡大するとともに、航空機騒音の低減、周辺地域への配慮等の観点からも最適なものとみることができる。よって、那覇空港拡張整備については1,310m案をもって早期の整備を実現するよう要望する。

平成20年11月21日沖縄県市議会議長会

那覇空港の拡張整備に係る共同声明

那覇空港は、沖縄県のリーディング産業である観光・リゾート産業のみならず、県 民生活や経済活動を支えるうえで欠くことのできない重要な社会基盤である。

しかしながら、現在の滑走路1本のままでは、観光客を中心に年々増加する旅客数の需要に対応できないことにより、県経済に及ぼす影響などが明らかにされている。

那覇市長、糸満市長及び豊見城市長の那覇空港の近隣3市長は、今回実施される構想段階のPIレポートにおいて、これまで3市長が要望してきた那覇空港の周辺社会環境への配慮が反映されたことについて評価を行うものである。

滑走路増設2案の位置決定にあたっては、それぞれの地域住民の安全と安心を確保するとともに、良好な自然、文化環境及び生活環境への十分な配慮が必要という立場において3市長ともに共通するところである。

ついては、那覇空港の増設滑走路のあり方について下記のとおり声明を発表する。 なお、3市長はこの共同声明を始めとして、今後も那覇空港の拡張整備に関する様々な問題の解決に向けて協力・連携のもと取り組むものとする。

記

- 1 那覇空港の増設滑走路については、現滑走路より1,310メートル以上沖合 いへ早期整備すること。
- 2 航空機騒音がもたらす生活環境への影響は少ないものとはいえず、那覇空港の 拡張整備にあたっては発生源対策を講じるとともに、航空機騒音の軽減に努める こと。
- 3 那覇空港の拡張整備においては、引き続き地域住民に十分な説明を行うととも に、最大限の情報提供を行い、理解を求めること。

以上、共同声明する。

平成20年12月24日

那覇市長 新長雄志 新南县 上京 孤常 惠城 臺明

那覇空港構想 · 施設計画検討協議会事務局 御中

環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室

那覇空港構想段階に対する環境省意見の送付について

平素より環境行政の推進にご協力たまわり厚く御礼申し上げます。

さて、那覇空港構想段階につきましては、国土交通省が策定した「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」等の趣旨を踏まえ、PI手法を取り入れつつ検討が進められており、これは、環境省が取りまとめた「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」に基づく戦略的環境アセスメント(SEA)を含むものとして行われていることから、これに基づき、別紙のとおり環境省意見を送付いたします。

よろしくお取り計らい下さいますよう、お願い申し上げます。

以上

那覇空港構想段階に対する環境省意見

環 境 省

那覇空港の構想段階では、国土交通省が策定した「公共事業の構想段階における計画 策定プロセスガイドライン」等の趣旨を踏まえ、PI手法を取り入れつつ検討が進めら れており、これは、環境省が取りまとめた「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」 に基づく戦略的環境アセスメント(SEA)を含むものとして行われている。

以下は、これらのガイドラインを踏まえ、国における環境保全に関する行政の総合的な推進を担う立場から、那覇空港構想段階に対して環境の保全の見地から意見を述べるものである。

那覇空港については、構想段階に先立つ総合的な調査段階から、複数の滑走路増設案について「周辺環境への影響」の視点を含めた比較検討を行い、透明性の高い手続きの下で3案選定されている。これに続く、構想段階では、さらに詳細な調査が実施され、環境に対する影響についても構想段階としては相当具体的な調査・予測・検討が行われていると評価される。

その結果、最終的に作成された、増設A案と増設B案について、サンゴ、藻場、干潟などの自然環境の消失や潮流の変化、空港周辺地域における航空機騒音の改善等の環境影響を十分具体的に把握、比較検討されていると評価される。

本事業は、自然海岸の埋立てを伴うものであり生態系に及ぼす影響は大きいこと、また、一方で航空機騒音の改善に寄与することが出来ると考えられることから、概ねの位置・規模を増設A案、増設B案から選定する際には、既に具体的に、把握、比較検討されている環境影響のうち、特に以下の観点に留意することが重要である。

- ・那覇空港周辺は、近年、全国的にも減少傾向にあるサンゴ、藻場、干潟などの自然環境が残されており、環境省と沖縄県作成のレッドリストにおいて絶滅危惧種に選定された種が多く記録されている重要な地域であること。
- ・空港周辺の海岸は、この地域では貴重な自然海岸となっており、特に増設A案ではサンゴや藻場が、増設B案では砂質干潟生態系がより大きな影響を受けること。しかし

ながら、これらの自然環境については、那覇空港前面海域のみならず、沖縄本島南部 西海岸域を概観した中での位置付けも重要であること。

- ・増設される滑走路の内側の海域については、閉鎖性が増すことによる水質の悪化等の 影響が懸念されること。
- ・航空機騒音については、住居地域からより遠方である増設A案は、より騒音影響が小 さいと考えられること。

今後、事業が実施されることとなった場合には、構想段階において計画の必要性と位置・規模に関わる環境配慮事項についての十分な意見聴取が終了していることを踏まえることが重要と認識しつつ、構想段階において既に具体的に、把握、検討されている環境配慮事項のうち、特に以下の点についても留意されることが望ましい。

- ・サンゴ、藻場、干潟等の重要な生態系とそこに生息する希少な動植物への影響については、埋立に伴う影響をできるだけ最小にすることに加えて、海流の変化等による底質や水質の変化についても十分考慮すること。
- ・増設A案については、新滑走路への連絡誘導路に通水性を持たせる計画について、閉 鎖性が増すことによる影響をできるだけ最小にできるように、具体の構造、工法等に ついて十分検討すること。
- ・増設B案については、特に砂質干潟への影響をできるだけ最小にするための方策について十分検討すること。
- ・航空機騒音については、滑走路の増設により需要の増加に伴う航空機騒音の影響がで きるだけ軽減されるよう十分検討すること。

最後に、那覇空港の構想段階は、冒頭に述べたように、国土交通省の「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」の趣旨を踏まえ、環境省の「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」に基づく SEA を含む最初で先進的な手続きであることがらも必要と考え、意見を述べたものであり、今後もこのような取り組みが行われることを期待するものである。

沖町村議第94号 平成21年2月23日

沖縄総合事務局長 福 井 武 弘 殿

沖縄県町村議会議長会会会 長前田善輝

那覇空港拡張整備に関する要望決議について

標記の件につきまして、2月18日開催の本会第38回定期総会におきまして、別紙のとおり決議致しましたので、貴職の格別なるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

那覇空港拡張整備に関する要望決議

那覇空港は、航空輸送のほかに高速輸送手段がない離島県沖縄にとって、県民 生活や経済活動を支える重要な施設であるとともに、沖縄県が目指すアジア・太 平洋地域における国際交流・協力拠点形成を通じた持続的な振興発展に欠くこと のできない中核施設であります。

那覇空港の現施設については、国と沖縄県が実施した「那覇空港の総合的な調査」において、2015年頃には航空旅客需要の増加に対応できないとされており、第2滑走路の早期整備が強く求められているところであります。

また、第2滑走路は、航空機事故などの際の代替機能確保の面からも非常に重要な施設となるものであります。

那覇空港の拡張整備については、去る12月15日に構想段階PI (パブリック・インボルブメント)がスタートし、新滑走路と現滑走路の離隔距離 1,310m 案と850m案の2案について、県民等の意見を募集しているところであります。

構想段階PIの資料によると、1,310m案は850m案より工期が短く、事業費も安くなっており、また、長期展望においても、空港能力の向上のみならず、運用面や利便性の向上を最大限図ることができる案であります。

また、那覇空港の整備拡張については、地域の拠点的な空港として、国内航空ネットワークの充実や東アジア等の諸外国との直接交流を促進し、沖縄県が目指す観光客数1千万人の達成や国際物流関連産業の戦略的な展開などを視野に、沖縄の50年、100年先の将来発展をも展望しなければならないと考えるものであります。

さらに、那覇空港が所在する那覇市や近隣市町村の豊見城市、糸満市からも、 航空機騒音の低減及び大嶺崎や瀬長島への影響等に対する懸念から、1,310m案 を要望する意見が出されているところであります。

よって、那覇空港の整備拡張につきましては、下記事項について強く要望致します。

記

- 1.新滑走路と現滑走路の離隔距離を1,310m以上確保し、早期に整備すること。
- 2. 事業実施にあたっては、漁業などへの影響にも十分配慮すること。

以上、決議する。

平成 21 年 2 月 18 日

沖縄県町村議会議長会



沖市会第 21 号 平成21年2月20日

沖縄総合事務局長 福 井 武 弘 殿

沖縄県市長会会長 翁 長 雄



那覇空港拡張整備に関する要望について

国におかれましては、平素から沖縄県の振興発展のため格別の御配慮を 賜り感謝申し上げます。

さて、本会は、平成20年度第2回定期総会において、次のとおり決議 いたしましたので、貴職の格別なる御高配を賜りますようお願い申し上げ ます。

那覇空港拡張整備に関する要望について

那覇空港は、航空輸送のほかに高速輸送手段がない島しょ県沖縄にとって、県民の生活や経済活動を支える重要な施設であるとともに、本県のリーディング産業である観光・リゾート産業を支える重要な社会基盤であり、持続的な振興発展に欠かすことのできない中核施設であります。

国と県では、那覇空港調査連絡調整会議を設置し、平成15年から19年度にかけて実施した「那覇空港の総合的な調査」において、将来的に予想される航空需要の増加に対応できないおそれがあるとされており、第2滑走路の早期整備が求められているところであります。

また、第2滑走路は、航空機事故などの際の代替機能確保の面からも非常に重要な施設となるものであります。さらに、那覇空港の拡張については、沖縄の拠点的な空港として、国内航空ネットワークの充実や東アジア等の諸外国との直接交流を促進し、国際物流関連産業の戦略的な展開などを視野に、100年先の沖縄の将来発展をも展望しなければならないと考えるものであります。

那覇空港の拡張整備については、構想段階で 1,310 m案と 850 m案で県民に広く意見を求める PI (パブリック・インボルブメント)が去る 12 月 15 日から実施されたところであります。

PI資料によると、1,310 m案は 850 m案より工期が短く、事業費も安価となっており、また、環境面においても瀬長島及び大嶺崎周辺地域の自然や文化財への影響などに配慮された案となっております。

さらに、1,310 m案は、2本の滑走路を独立した運用が可能で、それぞれ同時に離着陸できるため、航空能力の最大化と航空機騒音の軽減が図られるものと考えるものであります。

よって、那覇空港の拡張整備につきましては、下記の事項を実現されますよう強く 要望いたします。

記

- 1 増設滑走路と現滑走路の離隔距離を1,310m以上確保し、早期に整備すること。
- 2 事業実施にあたっては、環境に十分に配慮するとともに、漁業などへの影響にも 十分に配慮すること。また、空港周辺の地域住民に十分な説明を行うとともに、最 大限の情報提供を行い、理解を求めること。